



# 佐賀県公報

平成16年  
6月30日  
(水曜日)  
号外第2号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 規則

◎風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を

改正する規則

(四三・まちづくり推進課)

◎佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規

則

(四四・空港・交通課)

◎佐賀県職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則(四五・職 員 課)

### 訓令 甲

◎佐賀県佐賀空港管理事務所に勤務する職員の週休日等に関する規

程の一部改正

(二三・空港・交通課)

### 人事委員会事項

◎佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

(規則・二三)

### 東部工業用水道事項

◎佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規

程の一部改正

(規程・二)

## 公布された規則のあらまし

○風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第四三号)

1 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の施行等に伴い、風致地区内における行為について知事と協議を要する法人のうち、中小企業総合事業団及び地域振興整備公団を削り、独立行政法人中小企業基盤整備機構を加え、都市基盤整備公団を独立行政法人都市再生機構へ改めることとした。(第五条関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(規則第四四号)

佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成一六年七月八日とすることとした。

○佐賀県職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則(規則第四五号)

1 長期間の講習、研修、訓練その他これらに類する目的のため旅行する場合及び特に知事の指定する事務に従事するため旅行する場合を除き、宿泊しない場合の日額旅費を廃止することとした。(別表第二関係)

2 この規則は、平成一六年七月一日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

## ○規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年六月三十日

佐賀県知事 古 川 康

### ◎佐賀県規則第四十三号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和四十五年佐賀県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第五条第七号及び第八号を次のように改める。

七 独立行政法人中小企業基盤整備機構

八 独立行政法人都市再生機構

第五条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

附 則

この規則は、平成十六年七月一日から施行する。

佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十六年六月三十日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第四十四号

佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例(平成十六年佐賀県条例第二十七号)の施行期日は、平成十六年七月八日とする。

佐賀県職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十六年六月三十日  
佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第四十五号

佐賀県職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則  
佐賀県職員等の旅費支給規則(昭和二十九年佐賀県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「三及び五」を「及び三」に改め、同条第四項中「四から七まで」を「三から五まで」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二(第十二条関係)

一次に掲げる	日額旅費を受ける者		支給条件
	宿泊しない場合	宿泊を要する場合	
	七、四一〇円	三十日未満	一 当該用務地に宿

職員

- (1) 土木營繕工事、耕地開拓、山林事業等の監督、測量、調査、計画、巡視指導等の用務又は道路若しくは河川の台帳調整の用務のため旅行する職員
- (2) 普及又は指導用務のため旅行する農業改良普及員、生活改良普及員、水産業改良普及員及び林業改良指導員
- (3) くすのみ園に通園する幼児の送迎のため通園バスに添乗する職員
- (4) 在宅しながら教育を受けることが認められている児童

六、六七〇円

五、九三〇円

三十日以上六十日未満

六十日以上

泊したこと。  
二 当該旅行が七日以上にわたる場合は、当該用務地に到着した日の翌日から当該用務地を出発した日の前日までの日について支給するものであること。

					又は生徒の家庭を訪問し、在宅の児童又は生徒の教育に従事するため旅行する職員	
					二 公用船舶により水産試験調査、講習又は漁業取締りのため旅行する職員	
					三 長期間の講習、研修、訓練その他これらに類する目的のため旅行する職員	
九二〇円						
					二、〇八〇円	
					五、九一〇円 五、三一〇円 四、七二〇円	
					三十日未満 三十日以上六十日未満 六十日以上	
一 当該用務地に宿泊したこと。 二 講習、研修、訓練等が引き続き七日以上にわたるものであること。 三 当該講習、研修、訓練等の開始の日から終了の日まで支給するものであること。 四 宿泊を要する長期間の講習、研修、訓練等の旅行の場合において、研修所等に寮又は宿泊施設を有し、これを利用した場合又は下宿を利用した場合等における日					当該船舶内に宿泊したこと。ただし、当該旅行中陸上に宿泊した場合は、第十二条の規定は適用しないものであること。	
附則 (施行期日) 1 この規則は、平成十六年七月一日から施行する。 (経過措置) 2 この規則による改正後の佐賀県職員等の旅費支給規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行について					四 講習、研修、訓練その他これらに類する目的のため旅行する警察職員 五 特に知事の指定する事務に従事するため旅行する職員	
三千二百円以内で知事の定める額を支給する。					警察庁旅費取扱規則(昭和三十九年総理府令第十一号)第十六条の規定の例により支給する。ただし、これにより難しい場合は、三の例により支給することができる。	
					この表の規定にかかわらず、一日につき二千八百円とする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合においては、この表に規定する定額の範囲内において所属長が職員課長と協議して定める額とすることができる。	

は、なお従前の例による。

### ○ 訓令甲

#### ●佐賀県訓令甲第十三号

県土づくり本部  
佐賀空港管理事務所

佐賀県佐賀空港管理事務所に勤務する職員の週休日等に関する規程(平成十年佐賀県訓令甲第十号)の一部を次のように改正する。

平成十六年六月三十日

佐賀県知事 古川 康

第三条第一項の表のBの項中「七時」を「十五時三十分」に、「十五時四十五分」を「翌日の零時十五分」に改め、同表のCの項中「十三時」を「零時」に、「二十一時四十五分」を「八時四十五分」に改める。

附則

この訓令は、平成十六年七月八日から施行する。

### ○ 人事委員会事項

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年六月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 峰 谷 尚 久

#### ●佐賀県人事委員会規則第二十三号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則(昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三十条の二の次に次の一条を加える。

(夜間空港管理手当)

第三十条の三 夜間空港管理手当の額は、職員が勤務した一回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 千百円

二 その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 七百三十円(深夜における勤務時間が二時間に満たない場合にあつては、四百十円)

第三十四条中「様式第二十二」を「様式第二十三」に改める。

様式第二十二を様式第二十三とし、様式第二十一を様式第二十二とし、様式第二十を様式第二十一とし、様式第十九の次に次の一様式を加える。

様式第二十(第34条関係)

夜間空港管理業務従事実績簿

所属名 氏名

所属長印	直接監督責任者印	月日	従事時間	業務内容	従事者印

附則

この規則は、平成十六年七月八日から施行する。

### ○ 東部工業用水道事項

#### ●佐賀県東部工業用水道規程第二号

佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程(昭和四十三年佐賀県東部工業用水道規程第七号)の一部を次のように改正する。

平成十六年六月三十日

佐賀県知事 古川 康

第十二条第二項中「第一号から第三号まで」を「第一号及び第二号」に改め、同条第四項中「第三号」を「第二号及び第三号」に改める。  
別表第六を次のように改める。

## 別表第六(12条関係)

## 日額旅費支給表

日額旅費の支給を受ける者	支給条件	支給日額	
1 次に掲げる用務のために旅行する職員 (1) 土木工事等の計画、調査、測量、監査、巡視、指導等の用務 (2) 管路の巡視、補修等、バルブの調整等及び水量計の検針、点検等の用務 (3) 水路の巡視、水位測定等の用務	1 当該旅行が、当該旅行の用務地に宿泊するものであるとき。	30日未満	7,410円
	2 右欄に掲げる旅行日数は、出発日から帰庁日までの日数から1日を減じた日数によるものとし、また、当該旅行の日数が7日を超える場合は、さらに1日を減じた数によるものとする。	30日以上 60日未満	6,670円
		60日以上	5,930円
2 7日以上講習、研修、訓練その他これらに類する目的のために旅行する職員	1 当該旅行が、当該旅行の用務地に宿泊するものであるとき。 2 右欄に掲げる旅行日数は、当該講習、研修、訓練その他の開始日から終了日までの日数によるものとする。 3 右欄の規定にかかわらず、当該旅行をする職員のうち、研修所等の寮若しくはこれに類する宿泊施設を利用する者又は下宿を利用する者の支給日額は、2,800円とする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合は、同欄に掲げる額の範囲内で別に知事が定める。	30日未満	5,910円
		30日以上 60日未満	5,310円
		60日以上	4,720円
		宿泊しない場合	920円
3 特に知事が指定する事務に従事するために旅行する職員			3,200円以内で知事が定める額

## 附 則

## （施行期日）

1 この規程は、平成十六年七月一日から施行する。

## （経過措置）

2 この規程による改正後の佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年六月三十日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画(株)